

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南国市長 平山 耕三

市町村名 (市町村コード)	南国市 (392049)
地域名 (地域内農業集落名)	日章地区 (下島浜、前永田、中組、上唎内、高見、南組、物部、本村、藤の宮、王子、久枝、永田、笠松、下唎内南、立田、下島、北組、下唎内北)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農道が狭く、水路は改修が必要な地区もあるが、国営ほ場整備の工事を予定しており、改善が見込める農地もある。耕作放棄地も少ない地区である。
【主な品目】 水稲、ししとう

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の担い手では不十分であるが、離農などのタイミングで近所の人に相談できる環境にあるため、今後も地域のコミュニティを大切にする。専業農家だけでなく、兼業農家も増やしていき、地区の農地を守っていく仕組みをみんなで作る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	382.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	382.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や大規模農業法人へ団地面積の拡大を進めるとともに、担い手及び農業を担う者への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を把握し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
予定している国営ほ場整備を順次すすめていく。また、その他に必要があれば、耕作条件改善事業等の基盤整備の事業を活用していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内に十分な担い手がないが、地区外から担い手が参入している地区なので集積・集約していく。また、稼げる農業を目指すために行政やJAの支援を活用する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③ほ場整備を検討し、機械化を進めていく。